

改正

平成16年11月17日規則第40号

平成19年3月30日規則第21号

平成25年2月28日規則第2号

福生市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度市長に対し議長を経由して政務活動費交付申請書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し議長を経由して政務活動費交付変更申請書（別記様式第2号）により申請しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し議長を経由して会派解散届（別記様式第3号）により届け出なければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度前条の規定により申請があった会派について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、前条の通知を受けたときは、速やかに市長に対し議長を経由して政務活動費交付請求書（別記様式第5号）により請求するものとする。

(政務活動費の主な支出例)

第5条 条例別表に規定する政務活動費に充てることができる経費は、別表の左欄に掲げる項目ごとに、おおむね右欄に掲げる内容とする。

(収支報告書)

第6条 条例第7条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書（別記様式第6号）によるものとする。

2 議長は、前項の報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月17日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月28日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福生市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に提出される政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用する。

3 施行日前に交付された政務調査費に関する収入及び支出の報告書は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

項目	主な支出例
調査研究費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	広報紙・報告書印刷費、送料、配布委託料、会場費等
広聴費	会場費、印刷費等

要請・陳情活動費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	消耗品費、印刷製本費、筆耕翻訳料、事務機器購入・リース代等
資料購入費	図書購入費、雑誌・新聞購読料等